

令和5年7月4日

お客さま 各位

JAバンク岩手

## 共済事業の事務にかかる変更対応について

平素は、JAバンク岩手をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「共済事業向けの総合的な監督指針」※（令和5年1月27日付）の一部改正によりいわゆる「信用事業を悪用した共済事業の不適切な事務等」を未然防止するための措置が施行されます。

JAバンク岩手では、それを踏まえまして、**施行日の令和5年8月1日より共済推進を行う役職員による店舗外での現金出金目的の通帳のお預かりを取り止め**させていただきます。

大変ご不便をおかけいたしますが、農林水産省の指導を踏まえたJAバンクの対応方針であることから、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

本件のお問い合わせについては、お近くのJAバンク店舗窓口までお願いいたします。

※「共済事業向けの総合的な監督指針」は農林水産省が制定

以 上